

令和8年4月24日
附属図書館長了承済

附属図書館「お宝発見！プロジェクト」支援事業 審査要領

「お宝発見！プロジェクト」支援事業の審査については、次のとおり行うものとする。

1. 「お宝発見！プロジェクト」支援事業審査委員会

附属図書館長又は附属図書館長から指名を受けた図書館委員会委員が審査委員長を務めるものとする。また、委員については、学内の有識者の中から附属図書館長が少なくとも2名指名する。ただし、委員自身が事業に応募している場合は審査員には含めないものとする。

2. 審査

「お宝発見！プロジェクト」支援事業審査委員会での協議により、申請書に基づき採択すべき事業案を選定する。審査に当たっては以下を考慮し、総合的に判断するものとする。

- ① 本事業により得られる成果が附属図書館所蔵資料の価値を高める可能性が高いこと
- ② 本事業の遂行により得られることが想定される研究・教育テーマが明確であること
- ③ 申請内容が同程度と判断される場合は、新規応募者を優先すること

3 図書館委員会への報告

審査結果は、理由とともに書面で図書館委員会に報告を行うものとする。

4 審査結果の公表

図書館 Web サイトにて公表する。